

政府が発表したコロナ対策「実質無利子の貸付」のご説明と相談窓口

新型コロナウイルスの影響で景気が悪化する中、政府が「実質無利子の貸付」など複数の経済対策を打ち出しました。今回は、経済対策の中心となる「実質無利子の貸付」についてご説明いたします。「実質」ってどういうこと？どこに問い合わせれば良いの？といった疑問にお答えいたしますので、最後までお読みいただければと思います。なお、本書では、わかりやすさを重視していますので、正確な情報は下記相談窓口にお問合せください。

①「実質無利子の貸付」とは？

実質無利子の貸付として報道されているものは、日本政策金融公庫が行っている「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に、政策金融公庫以外の機関が行う予定の「特別利子補給制度」を組み合わせることを指しています。特別利子補給制度は、まだ実施機関は発表されていません。

②「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要

政策金融公庫の特別貸付の対象は、直近1か月の売上が前年または前々年の同期比で5%以上減少している事業者となります。比較的減少幅が少ない5%の減少で要件を満たしますので、多くの事業者の方が対象になるかと思えます。業歴が短い場合は別の要件があります。

融資限度額は、国民生活事業で6000万円、中小企業事業では3億円となっています。国民生活事業とは個人事業主やそれに準ずる小規模法人を対象にしています。中小企業事業はより規模が大きい事業者を対象にしています。自社がどちらに当てはまるかは政策金融公庫に問い合わせいただければと思います。

この貸付は無担保で借りられますし、国民生活事業は3000万円まで、中小企業事業は1億円までの部分は当初3年間は基準金利よりもマイナス0.9%の利率が適用されます。現在の基準金利は概ね1%台ですので、特別利子補給制度の対象にならなかったとしても、低い金利で借り入れを行うことが出来ます。

③「特別利子補給制度」の概要

特別利子補給制度は、売上が前年または前々年の同期比で15～20%減少している事業者が対象です。事業規模や個人法人の別によって要件となる減少幅が異なります。個人の小規模事業者はこの売上減少要件がありませんので、適用対象が広がっています。

このように、政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けたからといって、全ての事業者が特別利子補給制度の対象になるわけではないのでご注意ください。

適用対象になった場合は、借り入れた金額の内、国民生活事業は3000万円まで、中小企業事業は1億円までの部分に係る、当初3年間の利子について補給が受けられます。ここでいう「補給」とは、金銭給付を受けることを言います。

この補給を受けることで、利子分の補填がされ、「実質無利子」になります。

④日本政策金融公庫の相談窓口

日本政策金融公庫では以下の問い合わせ窓口を用意しています。

平日	事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
土日祝日	国民生活事業	0120-112-476
	中小企業事業	0120-327-790

日本政策金融公庫の相談窓口には、貸付の相談が殺到しているようですので、ご注意ください。

今回ご紹介した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」はあくまで借り入れですので、将来返済を行う必要があります。また、実質無利子といっても期間制限や上限額などがあります。そのため、自社にとって本当に必要か検討する必要があります。しかし、無担保や低金利で借り入れが出来る点は大きなメリットですので、資金確保が必要な場合はご検討いただければと思います。